令和５年７月７日

各　位

新潟県立見附高等学校長

令和４年度におけるいじめ認知件数について

令和４年度（令和４年４月１日～令和５年３月３１日）において、「新潟県立見附高等学校いじめ防止基本方針」に沿って取り組んだ結果、本校におけるいじめ認知件数は１４件でした。

本校のいじめに対する取組に対して、ご意見、ご要望がある場合は、担当までお知らせください。

今後も生徒が「いじめをしない、見逃さない」態度を持ち、いじめのない学校づくりを目指して、組織的に対応していきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法　第２条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【新潟県いじめ等の対策に関する条例　第２条２項】

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

※児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

【担当】県立見附高等学校
教頭　本保　正佳
いじめ対策推進教員
教諭　中野　　修